

スクラム

2025年11月号
第247号

編集・発行
「スクラム」編集部

〒732-0057 広島市東区二葉の里 1-3-16 スクラムユニオン・ひろしま

TEL/FAX 082-264-2310 scrum_u34@ybb.ne.jp 郵便振替 01310-1-65053

銀行振り込み先 もみじ銀行 三篠支店 普通 口座番号 1820186

第18回 中国人受難者を追悼し、 平和と友好を祈念する集い

安野発電所への中国人強制連行 和解を導いた力 Part5
—被爆者・孟昭恩さんの生涯をふりかえる—



10月18日、広島弁護士会館で「被爆者・孟昭恩さんの生涯をふりかえる」と題して和解を導いた力Part5が開催された。今回の集会には、孟昭恩さんの遺族・三男である孟憲法さんが参加された。

孟昭恩さんは1938年八路軍に入隊し活躍していたが、1944年日本軍に村を包囲されて捕まった。その後、濟南市の「新華院」に監禁された。新華院からの脱走を試みたが失敗し、日本軍から拷問を受けた。顔を水に浸けられる。後ろ手に縛られて天井の梁から吊るされる。門につながれて棍棒で殴られるなど、見

せしめにされた。この時の証言がある。「体中が痛くてたまりませんでした。ズボンと上着を脱ぐと、衣服は血で真っ赤に染まっていました。…とても痛く、火がついたように熱く感じました。小便は木製の桶の中にしました。のどが渴いてたまらず、声も出ないほどになり、とうとう小便で口をすすぎ、時には少し飲みました。この監房は100人閉じ込められたら100人死んでしまうと言われていました。」

4日目に死んだ人の身代わりとして監房から連れ出され、安野に連行された。これがなければ新華院で死んでいた。

安野では奴隸として使役され、苛酷な労働と苦しい生活を強いられた。その中で、大隊長や3班班長の撲殺事件が起り容疑者として逮捕され、広島刑務所に収監された。ここで原爆の被害に遭った。幸いにも軽症で、命に別状はなかった。その後、釈放され、1945年11月には帰国の途についた。ところが、中国に帰国してもすぐに家に帰ることができなかつた。国共内戦下で国民党軍隊に無理やり編入され、1年近く兵隊として過ごし、隙を見て逃げ出し、ようやく故郷に帰ることができた。しかし、一家は離散し、家には父親と両目を失明した母親しかいなかつた。

孟昭恩さんは、必死で農業を営み、再婚して5人の子どもを授かった。孟憲法さんはその一人である。孟憲法さんが語る父親の記憶の中に、食事を取り時、壁により掛かって食べたり、寝そべって食べたりしていたということがあつた。それは彼がとらわれていた時や安野での強制連行での習慣がそうさせたのだ。本来、楽しいはずの食事時にそのような習慣を植え付けたものは何だったのだろうか？

われわれが安野発電所建設に係わる中国人強制連行・強制労働に関して、知り得ている事実は本当に部分的なものでしかない。これまでの「和解を導いた力」Part 1から5に至る取り組みで明らかになっていることは、当たり前ではあるが、強制連行された中国人ひとり一人の人生があり、その人生に大きな苦難を強いたものだったという事実である。

いま、日本は日米安保体制のもとに再び中国との戦争を準備している。高市は台湾有事は日本にとっての「存立危機事態である」とし、日本が集団的自衛権を発動し、戦争に加担することを明言した。中国が、これに対して強く反発したことは当然である。「中国は一つであり、台湾問題は中国の内政問題である。」この原則を明確にし、日本として再び戦争の惨禍を引き起こすようなことをしてはならない。日中不再戦・日中友好の旗を高く掲げて進んでいかなければならない。これが中国人強制連行・強制労働の歴史事実に対するわれわれの反省と実践でなければならないだろう。

中国人受難者追悼集会を開催

10月19日、現地安野発電所・安野中国人受難之碑前において、第18回「中国人受難者を追悼し、平和と友好を祈念する集い」が開かれた。

今回の追悼集会には、中国人受難者遺族として、孟憲法さんが参加された。また、中国駐大阪総領事館魏有美副総領事が参加された。その他にも、現地安芸太田町橋本町長の代理として木村副町長が、善福寺藤井住職が、また広島県教職員組合頼信執行委員長など多くの来賓が出席された。

追悼式は、厳かな雰囲気の中で進行した。はじめに「継承する会」代表の足立修一弁護士からあいさつがあった。遺族を代表して孟憲法さんがあいさつした。その中で、父、孟昭恩さんの苦難の歴史を紹介した。同時に、川原さんをはじめとする中日友好関係者に感謝の意を述べ、こう締めくくった。「歴史の教訓を汲み取り、歴史に厳格に正面から向き合うことを希望し、呼びかけます。私たちは戦争を起こさないように最大の努力をしなければなりません。私たちは平和を望み平和を愛しています。中日友好を世世代代にわたって伝えていきましょう。」

魏有美副総領事は、「今年は中国人民抗日戦争及び世界反ファシズム戦争勝利80周年に当たります。日本軍国主義が仕掛けた中国侵略戦争は、中国人民に十数年にわたる深刻な災禍をもたらし、中国人強制連行はその重大な罪行の一つです。」と強く指弾するとともに、「継承する会」などの正義の行動を高く評価し、「私たちは平和を愛する日本国民の皆さんと共に、歴史を鑑に、今を知り、未来を創ろう！をスローガンに、歴史を正しく認識し継承し、相互理解と信頼を深めてまいりたい」と述べられた。

式典は、竹内ふみさんの莊厳な二胡の調べを受けながら、参加者全員で「中国人受難之碑」に献花をして終わった。



広島県労働組合連絡協議会第36回定期総会報告 執行委員 尾坂 紀生

広島県労協第36回定期総会が11月1日(土)、広島市東区民文化センターで開催されました。その概要を報告します。

まず総会議長に郵政ユニオンの石野さんが選出された後、池上文夫県労協議長の挨拶がありました。池上議長は、「県労協は過去35年間、社会的弱者に寄り添い、地域に密着した労働運動に地道にとりくんできり、その存在意義を出席者全体で確認したい。また、高市政権の成立で政治情勢は一段と厳しいものになっている。我々の運動の一層の強いとりくみが求められている。戦後80年の節目の年、社会運動を前進させることができるよう力を尽くそう。」と力強く訴えられた。

続いて土屋信三副議長から2025年の活動報告、2026年度の活動方針、議長の石野さんから202



5年度会計報告ならびに会計監査報告、2026年度の予算案が提案されました。

土屋副議長からは依然として戦争による世界平和の危機が続いていること、参政党の躍進やトランプ大統領にすり寄る極右高市政権の成立によるさらなる軍事大国化や労働

法制改悪を始めとする安倍政治への回帰への強い懸念が示されました。しかし、一方で郵政ユニオンのストライキ闘争の成功や広島でのメーデーの再開、最賃アップ実現のための行動など、県労協の闘いの諸成果報告もありました。そして、来年度も厳しい情勢の中で闘いを続けていく方針が提案され、最後に役員体制について現行役員の留任が提案されました。

参加者からは政治闘争の重要性を訴える意見が出た後、執行部の提案について一括採択が行われ、全員の賛成挙手で執行部提案が承認されました。

その後、県労協構成各労組からの闘争報告が行われました。その中でスクラムユニオン・ひろしまからはG.L分会の粘り強い闘いのなかで、一旦は労災不認定となった事案を、労働局での審査請求でくつがえし労災認定と身分保全をかちとるという画期的な勝利報告がなされ、大きな拍手が起きました。

最後に池上議長の音頭によって全員の力強い「団結ガンバロー」で終了しました。

「メンタル労災・ハラスメント全国一斉ほっとライン」報告

恒例の「メンタル労災・ハラスメント全国一斉ほっとライン」（全国労働安全衛生センター連絡会議メンタルヘルス・ハラスメント対策局主催）が、今年度も10月10日、11日の2日間にわたり全国で開催された。スクラムユニオンもNPO法人非正規労働相談センターと共に取り組みに参加した。実施に先立ち、中央では厚労記者クラブによる会見が恒例となっているが、今年は実施されなかった。

一方、神戸新聞、中日新聞には告知記事が掲載され、静岡新聞、岐阜新聞等に記事の掲載を依頼し、電話取材を受けたとされる。残念ながら広島ではマスコミ取材がなく、どの新聞にも告知記事が掲載されなかった。非常に残念である。こうした中で、広島では10日、電話2件、来所面談1件の相談を受け



た。11日は、前日電話を受けた方の来所面談が1件あった。

電話相談内容の1件は、漁師志望の女性からのものだった。漁協にパートとして就職し、職場が汚いので掃除したら周りから反発され、掃除などするなと言われた。それでも何もすることがないので掃除を続けていたら、10月に入って退職してくれと言われたという。これは不当解雇ではないかというものだ。これについて高知弁護士会の弁護士を紹介し、相談するように助言した。

もう1件は、動物病院の事務長からであった。部下2人が相次いで退職し、3人分の仕事が降りかかってきたという。人員が補充されず、手が回らない中で仕事上のミスを指摘され、仕事をしていないから退職金を払うので辞めてくれないかと言われたという。これに対し、傷病手当の受給資格があるので病院に行って診断書を書いてもらい、私傷病休暇を取ることを提案した。

来所相談は、福祉施設に勤務する方で、先輩職員から暴言を受け会社に行けなくなったというものだ。これについては、すぐに組合に加入してもらい、団体交渉を行った。そして、会社にパワハラの事実を認めさせ、事業主として就業環境整備義務に違反したことを認めさせた。相談者は働き続ける意思はないので、再発防止のため管理者に謝罪文を書かせること、逸失利益として相応の賃金を支払うこと、会社都合退職とすることなどを確認して、早期に解決することができた。ホットラインに取り組んだことによって労働者が救われた一つの成果として提示したい。今後も、引き続き相談活動の強化に努めていきたい。

闘争短信

労働委員会不当労働申立に至った経緯について

メインストリーム労働組合 委員長 滑勝也

私達メインストリーム労働組合は今年5月23日、社会福祉法人メインストリームに勤務する労働者13名により結成されました。(委員長:滑勝也 副委員長:内畠浩清 書記長:尾越隆雄 8月1日より14名)また、単位組合として上部団体「スクラムユニオン・ひろしま」へ加盟しました。

6月6日、労働組合結成通知書及び要求書を職場である「エバーグリーンホーム」へ持参するも、責任者不在を理由に受け取りを拒否された為、郵送することとなりました。その後、文書にてやり取りをする中、中川理事長からは「労働妨害組合」と呼称され、当組合に対し「虚言集団、業務妨害集団」等と表現される扱いを受けました。また、代表者3名に至っては「当法人の職員ではない」とまで言われたのです。組合としてはその都度抗議を行い謝罪・撤回を求めましたが、法人側から謝罪・撤回はありませんでした。

団体交渉は、6月14日より日程や条件の調整を行ってきました。当組合の開催条件としては、①代表者3名と上部団体である土屋信三氏の参加、②開催場所は「エバーグリーンホーム」とする事の2点を提示しましたが、法人側から提示された開催条件は組合の意向を全く汲み取らず、①組合員全員との交渉の為、組合員名簿を提出する事、②上部団体同席の拒否(→もし参加すれば警察に通報すると言い圧力をかける)、

③開催場所は別事業所である「和」とする事とされ、日程に関しても一方的に指定されたものばかりでした。そればかりか、交渉の条件を以下のように次々と増やされました。

- ・団体交渉を欠席したことに対する謝罪文
- ・上部団体に情報漏洩したことに対する謝罪文と誓約書
- ・従業員 250 名の給与問題について、代表者 3 名の意見が優先できる論拠を記した文書
- ・滑について、体調不良にも拘わらず出勤したことへの反省文と誓約書
- ・勤務表作成を遅延させた謝罪文
- ・組合員 13 名のうち他 10 名が名のらぬ理由、団体交渉を拒絶する理由を明記した文書

以上の提出が団交開催の条件でした。このままでは一向に話が進まないため、文書提出はしないものの法人側が指定した条件にて団体交渉に臨む事としました。

7月 15 日 19 時 30 分、「和」にて法人側 3 名（中川理事長、新氏、稻岡氏）、当組合の代表者 3 名が出席し、団体交渉が行われました。要求内容に関しては全く話し合いにならず、中川理事長が個人を執拗に責め立て、怒鳴る様子が目立ちました。21 時 40 分に解散となりましたが、尾越書記長のみ残され、議事録へサインするまで帰れないという状況となりました。尾越書記長は長時間待たされた上、法人側 4 名に囲まれ叱責されるという仕打ちを受けたのです。尾越書記長と連絡がとれなかつたため、日付が変わった頃に滑が警察へ連絡し、事の経緯を説明し、午前 1 時過ぎ頃、警察に保護される事となりました。

8月 23 日、2度目の団体交渉の申し入れを行いました。内容はある程度譲歩しましたが、前回のような対応をされないためにも上部団体である土屋信三氏が同席する事を条件として提示しました。それに対し法人側は、これまで要求した各種文書の提出を要求してきました。また、課題の提出がない事を追求する追い打ちです。土屋信三氏が出席できる条件については、各種感染症のワクチンを接種した上でその証明書を持参する事と、前日に検査を行い、陰性証明を持参する事が挙げられました。また、その場合も守秘義務の観点から業務に関する事は一切話せないと主張しており、事実上上部団体の同席が拒絶されました。

9月 6 日 17 時より「和」にて団体交渉を行う予定でしたが、滑と土屋信三氏が会議室へ案内された後、「不審者が不法侵入した」との主張で警察に通報されました。法人側は何としても土屋信三氏を捕まえてほしいと警察官に懇願し、滑を上部団体から切り離し孤立させるため執拗に呼び止めていました。

以上のことから、当組合への態度や応対が不誠実極まりないものであったため、謝罪やまともな団体交渉開催を目的に、この度労働委員会へ不当労働を申立てました。

職場改善の団体交渉

ナックユノ分会長 濱井 俊行

1.組合員の労働契約について

従来、試用期間が終わると正社員の無期雇用契約を結んでいたが、契約は個人情報になるため、いつから労働契約の変更が行われたのかは表に出てこなかった。偶然に組合員と話しをしていた際、試用期間が終わり正社員になっているはずが、労働契約が一年ごとの有期雇用になっていたことを知った。このような処遇は

おかしいと会社側に組合に加入して要求した。組合側の主張は、組合員の契約が1年間の期間工になっているのを期間の定めのない正社員とすること。さらに、夜勤専門での入社であることから、それを明記するよう主張した。

会社側回答では、①期間の定めのない正社員とすることは確認する。②正式の契約書を作るのに一ヶ月程度待ってほしいこと、③契約書は個人情報にあたるため委員長と当該組合員のみが内容を確認し、納得の上で会社と期間の定めのない契約を結ぶこと。④夜勤専門の明記については、人手不足の折、夜勤を月に9回前後にし、あとは日勤帯をして欲しい旨が会社側からあった。人手不足によってシフトが組めない時は、夜勤専門に固執せずに日勤帯勤務も協力して行うことで双方が落着した。

2. 有給休暇についての不備を指摘する。

- 1) シフト表には、「今月有休を取った人は来月有休が取れないことあり」と明記されている。
- 2) シフト表ができる時に、本人の確認なしに有休が決まっている。
- 3) 有休を申請しているのにシフト表では公休日に替わっている。
- 4) 公休日が減らされて、本人に相談なく公休日が有休になっている。
- 5) 退職する時に、有休消化を認められずに辞めた人が大勢いる。
- 6) 令和6年1月から有休の消化方法が周知なく変更される。以前は繰り越し分の有休から消化されていたが、変更後は有休を申請すると新しく付与された有休から消化されるようになった。

以上の問題点について、組合側から、労基法に従って有休を付与すること。本人が有休を申請した場合は付与すること。有休消化を新年度付与分から行うのは不利益になるため、繰り越し分の有休から消化すること。「今月有休を取ったら来月はないよ」といった慣習は改めること。年間5日の有休指定については本人との合意の下で行うこと。シフトに申請した有休が無くなったり勝手に有休にしたり、有休が公休日になったりすることは改めることを要求した。会社側はこれに対し、有休消化方法を従来に戻す。不適切箇所は是正するとし、有休の協定書締結を固辞したこと以外は、組合側の主張がすべて受け入れられた。

団交では、一部の職員にのみ夜勤明けの翌日に休暇を許可しているが、原則全員に対して夜勤明けの翌日を休みにすることを要求した。また、シフト編成を毎月25日までに作成することとし、一部守られてなかつた有給休暇(年間5日)取得について再度確認することを確認した。さらに、労働者代表選挙を来年7月頃に実施するよう提案し、組合掲示板の設置を要求した。団交を通じた成果の報告である。

スクラムユニオン・ひろしまの歩みから（11）

委員長 土屋信三

IV 「現代の奴隸制度」としての技能実習生制度

＜ケース3＞ 奴隸状態の労働実態 通帳もパスポートも会社が取り上げ

会社は、彼女たちからパスポートを取り上げ、銀行通帳と印鑑を取り上げていた。

タイムカードもなければ、給料明細書もない、契約書もないといった状況で、給料も通帳に振り込まれてい



て、自分たちで自由にできなかった。取りわけ、給料のうち 30 万円は帰国時に返還すると言われ、強制貯金させられていた。これらはすべて、彼女たちに反抗させず、意のままに扱うための手段であった。事実、社長は、労基署に訴えたりしたら会社は倒産して、お前たちにお金は戻らなくなるぞと脅しをかけていた。

解雇無効の仮処分裁判

山口地裁岩国支部で闘われた仮処分裁判は、当然とは言え、尹さんたち 3 名の勝利で終わった。裁判所は 3 名の地位を保全し、解雇した 2012 年 9 月 20 日からビザが切れる同年 11 月 18 日までの賃金（月額 16 万 7023 円）を支払うよう命令した。しかし、（株）みやびの悪質性は、この判決をまったく無視し 1 円も支払わなかつたことである。

涙をのんでの帰国と損害賠償請求訴訟

舞台は、広島地裁での損害賠償請求訴訟へと移った。本人たちの身柄をスクラムユニオン事務所に確保したため、裁判を広島地裁で行うことができた。ここでは、仮処分命令の履行とともに、名目上のみやび社長である鍛治千枝子、ならびに桜協同組合理事長の鍛治雅啓の個人資産を差し押さえるために、彼ら自身を被告とした。桜協同組合は、すでに入管から受入団体としての資格を奪われていたため、争うことなく判決となつた。判決は、3 名一人ひとりに 437 万 2044 円の支払いを命じた。だが、ここでも鍛治雅啓は、一切の支払いを拒否したのである。このような法を法とも思わぬ輩を許すことはできない。（次号に続く）

スクラムユニオン・ひろしまの活動報告と予定

10月の報告 (一部抜粋)	11月の予定 (一部抜粋)
1日 出雲労働相談、アバンセ事務折衝	1日 広島県労協第 36 回定期総会、NPO 事務局会議
2日 ユニオンネット幹事会、弁護士打ち合わせ	3日 スクラムユニオン・ひろしま執行委員会・新規組合員学習会
5日 スクラムユニオン・ひろしま執行委員会	6日 金剛山演劇
7/8 日 出雲労働相談	11日 ユニオンネット幹事会
9日 アバンセ事務折衝、継承する会世話人会	13日 県労委調査、継承する会世話人会
10/11 日 メンタル労災・ハラスマントホットライン ヤマト運輸団交	16日 実習生ネット総会
14/15 日 出雲労働相談、フジアルテ事務折衝	17日 省庁交渉（東京）
16日 ナックユノ団交、YAMATO 団交	21日 中日友好交流大会
17日 アスベストユニオン西日本	22日 NPO 事務局会議、NPO 理事会
18日 和解を導いた力 part5 集会	23日 中国帰国者の会ミカン狩り
19日 中国人受難者追悼集会	29/30 日 CUNN 全国集会（愛媛）
20日 協進工業団交（丸亀）	12月 7日 スクラムユニオン・ひろしま執行委員会 (他)
27日 GL 裁判、太陽の家団交、トレジール団交 (他)	